

2025 年 9 月 3 日

各 位



2025 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により 被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2025 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村（2025 年 8 月 14 日時点）

【石川県】金沢市

【山口県】宇部市

【熊本県】熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、
玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町

【鹿児島県】薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市

3. 特別措置の内容

① 電気料金の支払期日（※1）の延長

2025 年 8 月、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払い期日を各々 1 カ月間延長いたします。

② 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月 6 カ月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。

③ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、2026 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

（注）※1 支払期日とは、検針日翌日から起算して 30 日目をいいます。

4. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

お問い合わせ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号

本社：03-6758-6311 北海道支店：011-209-9350

東北支店：022-778-0063 西日本支店：06-6396-8210

九州支店：092-432-8130

受付時間：9：00～17：00 ※土日祝除く